

「バス事業者による日本版ライドシェアの先行トライアル実施に当たっての法人タクシー事業の許可に係る取扱いについて」の一部改正について

1. 概要

法人タクシー事業の許可申請に対しては、「法人タクシー事業の申請に対する処理方針」（平成13年8月29日国自旅第72号）に基づき処理を行うこととなっているが、令和7年4月3日に開催された第10回交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会においてバス・鉄道事業者による日本版ライドシェアの先行トライアルを実施するにあたり、令和7年6月2日付で、対象となるバス事業者を限定して、通達「バス事業者による日本版ライドシェアの先行トライアル実施に当たっての法人タクシー事業の許可に係る取扱いについて」（国自旅第20号）を発出したところである。

令和8年2月13日に開催された第11回交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会において、既に先行トライアルを実施しているバス事業者以外のバス事業者も先行トライアルに参画できることが望ましいとの方針が示されたことを踏まえ、対象となるバス事業者を限定せずに先行トライアルの実施を可能とすることとする。

2. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和8年3月下旬

施行：公布の日